

第8章 昭和戦前期富山県の都市計画と地域開発

第1節 戦時期富山県の工業化

前章では、福岡県の各都市を事例に、都市開発や都市発展がどのように語られたかという観点から、分析したが、本章及び次章では、都市開発を担った作り手に着目して、その計画プロセス、実施、そしてその結実という意味での地域の変容について検討する。本章は、戦前期の日本海側地方でもっとも工業化が著しく見られた富山県を事例にして、それと連動した都市計画事業関係の都市開発及び軍事工業化に伴う地域開発の実態と、地域の変容について述べることにする⁽¹⁾。

昭和戦前期の富山県の工業化は著しいものがあった。たとえば昭和4(1929)年から昭和17(1942)年にかけての工業生産額の伸び 10.1 倍は岩手県につき全国2位、工場労働者も同期間 14,596 人から 62,135 人の 4.3 倍増も神奈川県につき全国2位、そして人口ひとり当たりの工場生産額は、昭和4(1929)年の19位から、昭和17(1942)年には神奈川、福岡、大阪、兵庫、東京について6位、生産額自体でも9位といった数字がそれを物語る⁽²⁾。各県の工業化の全国的特徴については第3章の図6を参照すれば、富山県の伸長の度合いは一目瞭然となるが、現在も人口ひとり当たりの製造業粗付加価値額では滋賀、東海、北関東諸県につき全国7位(1991年)である基盤は、まさしくこの昭和戦前期に築かれたものであった。

この経緯に関し、従来電力や工場進出それ自体を扱って、富山県の工業化が説明されてきたが(北林、1959)，本稿では当時地方政府としての富山県が、工場地帯造成、港湾拡築整備、都市計画を主導し、折から中央政府の唱える国土計画、地方計画に乗じて、大きな地域の空間変容をもたらしたこと、同時に民間部門も土地興業会社の開発による工業都市の造成や、一企業による広大な企業都市空間を生み出したという、生産基盤インフラストラクチャーとしての社会資本の生産の面に注目を払って、この工業化を支えたものの中味を検討してみたい。山川(1994)が述べるように、「社会資本空間配置の問題は、経済の地域構造の解明にとって骨格や神経部分をなしているにもかかわらず、前提条件として置き去られてこれまで十分な検討がなされてこなかった」という課題を出発点にしたい。

この社会資本を山川は4つに分類する。1：これがなければ経済活動そのものが根底からつき崩されてしまう、国土保全型の社会資本、2：地域特化経済を直接的に支える役割を果たす社会資本、3：交通・情報関係のような交流基盤を支える社会資本、そして4：生活関連の社会資本である。昭和戦前期を対象にして本稿で問題としたいことは、特に2、3、4の社会資本が優劣はある、都市計画、地方計画などのプランニングという名のもとに、当該期に政策的に供給された点にある。

既に第3章で触れたことであるがもう一度繰り返しておくと、日本は国家独占資本主義経済体制の中で、軍需工業資本などとの連携を最高度に発揮した統制経済をイデオロギーとして打出す。そこでは工業化の基盤として上述の社会資本、本稿で言うところの生産基盤インフラストラクチャーの集中投資が、アジア諸国に対しての日本の比較優位を生み出すだけでなく、国内的にもこうしたインフラへの投資でもって比較優位を築くという地域間競争に各自治体はしのぎを削る。これは戦後高度経

済成長期に見事に踏襲される構図であるが、この中でプランニングというものが社会資本の管理や供給を決定する重要な要因として立ち現われる。そしてその最も合理的な供給・管理主体が中央政府であり、地方政府（地方自治体）であり、戦時期に至って特にその役割は重要となったのである。

本章では、地方政府としての富山県が、工業開発、都市開発を目的にしたプランニングとしての都市計画をどのように立案し、具体的にどのような事業展開を行なったか、そしてその特質がどういうものであったかを明らかにしてみたい。

第2節 昭和初期の富山県の都市計画事業

大正8(1919)年に公布された都市計画法⁽³⁾は、既成の市街地の改造だけでなく、郊外を含めた都市空間全体の土地利用配分や社会資本としてのインフラ施設配置を長期的に予定し、これを実現してゆくことをはじめて法的に規定したもので、都市開発、地域開発には大きな役割を果たす。そしてこの法に規定された都市計画行政は、政策課題の形成、原案の策定、政策の決定、その執行過程の最初から最後まで政策主体が意図的積極的に関与するクリアなプロセスをもっており、その主体である審議と実施に携わる都市計画地方委員会は極めて重要な機関と位置づけられた。委員会の会長が知事であり、土木課長あるいは都市計画課長、輩下の技師も地方政府に属しながら奉仕官といった内務省直属の官僚で構成されるという点から、集権的性格を有し、良いか悪いかの判断は別にして、都市開発・地域開発への一元的な政策主体がはじめて登場したのである。こうした主体が富山県においてどのような働きを見せたのか、まず本章では、都市計画行政の初期の展開プロセスを追うことで明らかにしてみたい。

都市計画行政の主務官庁である内務省は、大正9(1920)年に六大都市に都市計画法を指定した後、その他の各都市に将来の都市計画法の指定に備えて、都市計画行政の政策課題の調査を通達する。富山市では、大正10(1921)年5月に市是調査委員会の設置を行う。当時の富山市の政策課題は金山(1936)の発言を整理してみれば、都市計画法が要請する市域を越えた都市計画区域の設定と地域制の画定であり、そのための調査を行なうこと、また都市改造の常套手段であった市内電車の敷設改良をも含めた市内街路ネットワークの整備、懸案である上水道の敷設、そして非常に特異な空間として都市中心部に存在する神通川廃川地の処理、外港である東岩瀬港の修築とそれを結ぶ運河の開鑿であった。即ち廃川地処理問題を除き、港湾、水道、主要街路、市内電車、電気供給などといった事業の導入でもって成長部門への社会資本投資を行ない、都市間競争に立ち向かい、ネットワーク系の社会資本で都市空間形成を計ると言う意味では、第6章で述べた全国的な傾向を反映したものであった。

具体的には上水道調査を直ちに行ない、大正11(1922)年2月25日には市会で当時の表現でいう市区改正事業案を議決し、街路拡築事業に着手し、また大正8(1919)年に市営化した市内電車・バスに加えて電気供給事業の市営化などの調査を行なう。こうした経緯のもとで、さまざまな事業を統制して施行してゆくためにも、最先端を行く都市計画法の適用は正しく富山市にとっての「百年の大計を樹立」するための必須であるという認識のもと(内務省、1927)、大正11(1922)年に都市計画法の適用を申請

するが、大正 12(1923)年 6 月に指定を受けた 25 都市には入らなかった。

この 25 都市の指定については、富山市より人口規模の大きい横須賀、佐世保、和歌山、徳島、宇都宮などの 8 都市も指定もれになったが、大正 12(1923)年末に富山市会は、内務大臣への意見書を提出する。富山市は都市計画法の適用を切望するのに、今回は指定されず遺憾の極みであるとし、特に神通川廃川地処分の如何は市の将来の盛衰に関わるので、すみやかに都市計画法を指定してほしいという内容であった。そして翌大正 13(1924)年 5 月に富山市が都市計画法の単独指定を受けることになる。

法指定以降、都市計画行政のイニシアティブは、大正 13(1924)年 6 月に設立された都市計画富山地方委員会が握り、同年 3 月 30 日に第 1 回委員会が開催される。ここでは奉仕官である専任技師の主導のもとに、まず都市計画区域の設定を行ない、その後街路事業の決定、そしてその事業化、商業地区や住宅地区、工業地区といった地域制の指定という手順が踏まれる。技術基準のマニュアルは昭和 3(1928)年の『都市計画必携』に見ることができる（越沢、1987a）。昭和 8(1933)年の内務次官通牒としての技術基準（都市計画調査史料及び計画標準に関する件）、昭和 12(1937)年の土地区画整理、昭和 14(1939)年の専用地区・空地地区の技術基準などをもってして、規格化・標準化された空間形成のマニュアルが出そろい、技師は忠実にこのプロセスに従ってゆく。これに各都市それぞれの実情に応じた事業が付加されてゆくことになる。

その典型例として高岡市のケースを見ると、表 1 のように、大正 14(1925)年 4 月の法適用後、大正 15(1926)年 3 月に都市計画区域の決定、昭和 4(1929)年 11 月の街路案、昭和 6(1931)年 9 月の地域制の指定、そして昭和 8(1933)年 9 月に街路事業の施行決定を見る。その後昭和 12(1937)年 3 月には高岡の第 2 期街路事業も決定され着手に移される。また都市計画区域内の新湊街路事業と土地区画整理、昭和 16(1941)年 4 月の新湊大火後の復興土地区画整理なども都市計画事業に加えられる。高岡市では大火を除けば標準的な都市計画事業プロセスが進行した。

一方富山市の場合は大正 15(1926)年 3 月の都市計画区域設定後、昭和 3(1928)年 3 月の第 3 回都市計画委員会では全国でも特筆されるべき事業案が決議される。表 1 のように第一に、大正 15(1926)年の都市計画区域をさらに北方の東岩瀬町・大広田村に広げる区域変更に関する件、第二には、富山都市計画街路、運河、公園、土地区画整理決定の件、そしてその実施計画に関してであった。委員会では地方都市の都市計画の育成・指導に当たり草創期の都市計画行政の発展に尽力した樋木寛之が内務省から派遣され⁽⁴⁾、この富山市の都市計画事業について、「僅々四百万円の工事費に於て造成せられ、其の中には街路費、運河費、公園費等まで包含せられるのでありますと、事業としての興味は他の都市に行なわるる、五六線の街路拡張事業に比すべくもないであります、即ち実際の仕事其のものは、廃川敷地の処分と運河事業にすぎないのでありますと、之に都市計画街路網と云う衣裳を着けて、富山都市計画区域の全体に關係を結び付けた点、即ち都市の発達を総合的に考究し、全体の計画を定めたる後、其の一部分として施行すると云う意義をもたせた点に、大なる興味があろうと思うのであります」（第 3 回会議録⁽⁵⁾）と述べ、この広大な廃川地の処分は都市計画によってはじめて合理的に処置され解決の曙光を見るに至ったと、この事業を高く推奨する。

表1 都市計画富山地方委員会会議案 都市別一覧

	会議 No.	都市 No.	内 容
T14.3.30	1	富	都市計画区域の設定に関して
T15.3.22	2		都市計画区域決定
S3.3.14	3		都市計画区域の変更／街路・運河・公園・土地区画整理計画書／街路・運河の執行年度割
S4.11.16	4		街路・運河の執行年度割
S6.9.3	5		地域指定案
S8.3.29	6		風致地区指定案／街路中一部変更案／富岩運河起点変更案
S8.9.30	7		土地区画整理の部中変更案
S9.2.7	8		街路事業中一部変更案
S9.11.2	9		軌道案／事業中非行政庁に執行させ得る種類及び範囲決定案／軌道・街路事業案及びその執行年度割／道路新設拡築受益負担案
S10.3.28	10		街路事業及びその執行年度割変更案
S10.7.22	11		路面改良事業及びその執行年度割変更案／路面改良受益負担案
S11.3.28	12		区域変更諮問答申案／街路事業及びその執行年度割変更案／道路新設拡築受益者負担に関する件中改正案／路面改良第2次事業及びその執行年度割案
S11.11.26	13		路面改良第2次事業及びその執行年度割案
S12.3.29	14		水路とその執行年度案／路面改良事業及びその執行年度割案／街路事業中一部変更案
S13.3.30	16		街路事業中一部変更案
S13.10.1	17		防火水路及びその執行年度案
S14.3.28	18		街路追加変更案
S14.11.27	19		街路追加変更案／公園と公園事業及びその執行年度割
S15.1.26	20		東岩瀬工業土地区画整理案／運河追加変更案／運河事業及びその執行年度割
S16.3.31	21		街路変更案
S16.11.29	23		第2期事業街路及びその執行年度割案
S17.3.26	24		運河変更案
S18.1.27	25		東岩瀬工業土地区画整理変更案／街路事業及びその執行年度割変更案
S19.3.27	27		運河の部中廃止案／公園事業中廃止並変更案
T14.3.30	1	高	都市計画区域の設定に関して
T15.3.22	2		都市計画区域決定
S4.11.16	4		街路案
S6.9.3	5		地域指定案
S8.9.30	7		街路事業及び執行年度割案
S12.3.29	14		街路事業及び執行年度割案／土地区画整理案／街路事業及び執行年度割案（新湊町長執行）
S12.9.6	15		街路変更案／街路第2期事業及びその執行年度割案
S13.3.30	16		街路事業及び執行年度割変更案（新湊町長執行）／街路事業中一部設計変更案
S14.11.27	19		街路事業及び執行年度割変更案（新湊町長執行）
S16.3.31	21		伏木駅前土地区画整理案／新湊町長執行街路事業及び執行年度割変更案
S16.5.12	22		新湊復興土地区画整理案
S18.1.27	25		街路事業及び執行年度割変更案／都市計画地域変更案
S19.3.27	27		街路事業及び執行年度割変更案／都市計画地域変更案／新湊復興土地区画整理変更案／道路新設拡築受益者負担中改正案
S13.3.30	16	魚	都市計画区画諮問答申案
S15.1.26	20		道路新設拡築受益者負担中改正案
S16.3.31	21		街路事業及びその執行年度割変更案
S18.12.20	26		復興土地区画整理案
S19.3.27	27		街路事業廃止案
S13.10.1	17	水見	復興土地区画整理案
S17.3.26	24		復興土地区画整理変更案
S18.12.20	26		街路事業及びその執行年度割案
S19.3.27	27		道路新設拡築受益者負担中改正案
S16.3.31	21	他	滑川、上市、八尾、福野、石動、福光都市計画区域諮問答申案

資料：富山県公文書館所蔵の都市計画関係文書より

また技師の赤司（1932）の表現を借りれば、「此事業は其規模の相当大きな点と計画の総合的な点に於て、地方中小都市に於る事業中の白眉だと推奨されている」ものであり、事業の開始も地方都市の中では、前年の昭和2(1927)年に事業決定を行なった街路事業の浜松・堺・岡山、大火復興事業の金沢（大火復興街路・土地区画整理事業）に次いで非常に早い立ち上がりであった。

事業の具体的な内容については、赤司(1936)によって詳述されているが⁽⁶⁾、富山市に与えたこの事業のインパクトは、富山学研究グループ(1993)が適切に指摘するように、廃川地の都市計画事業は完成後の昭和 11(1936)年の日満産業博覧会のための絶好の空間を提供し、同時に中心業務地区成立に必須の社会資本、インフラを提供したのであり、近代都市景観を視覚的に決定づける大建築物としての県庁や電気ビルを生み出し、そして東岩瀬港にかけての工業化と港湾拡築という地域開発に欠かせない運河というインフラも提供し、まさに大富山市の、そして日本海枢要都市への重要な一步であった。換言すれば、都心地区の創出と港湾地区とを結ぶ運河と工業地区の造成は富山市に画期的な空間変容をもたらし、こうしたインフラへの手厚い投資により、他都市に対して比較優位に立つ戦略が実現に向ったのである。

都市計画行政と技術という側面に注目してみると、この都市計画事業には次のような特質を指摘することができる。第一に事業のイニシアティブを始終富山県が握っていたこと、第二に都市計画事業の中では目新しい事業が企画されたこと、第三に震災復興事業で培われた都市改造技術がいくつか継承されていることである。金額では、県施行分が 378.5 万円で、市長施行分の 46.7 万円を大きく上回っていた⁽⁷⁾。昭和 3(1928)年 1 月 7 日の富山日報の論説では、富山市当局は富山県や都市計画地方委員会任せである、無為無策で富山市土木課の面目を失していると遺憾の意を表明するが、通常の街路事業だけであれば殆ど市の施行で行なわれるのが高岡市を含めての全国の例であった。しかし第二の特質とも関わるが、公共団体施行の運河事業は、震災復興事業で大正 13(1924)年からの東京での内務省直轄の運河新設、同年名古屋市長が執行者となった中川運河開鑿を前例にするだけで、たいへん稀な事業であった。土地区画整理もやはり震災復興事業での内務省直轄、東京・横浜両市が行なった事業を別にすれば、大正 15(1926)年の京都市を先例として、全国 2 番目の公共団体施行のケースであったこともあり、こうした複合的な大事業に対し、技術を有する都市計画委員会が前面に出て内務省の出先的な存在の富山県が事業執行する。このような都市計画行政の一元的支配を特徴とする中央統制のもと、技術力を有さない富山市の出る幕は殆どなかったのである。

また第三の点に関しては、震災復興事業が東京・横浜に与えた近代都市のインパクトを富山市にも与えたことを指摘しておきたい(越沢、1991)。それは最大幅員が 22m となった広幅員道路の出現と歩道と車道の分離、準備工事で終わったものの街路樹による植栽と言った本格的な舗装を施した近代街路の設計思想の踏襲、鉄道と交叉する富山駅東の奥田の地下道、デザイン的にも優れた桜橋や安住橋などの本格的橋梁の登場、松川ぞいに整備された遊歩道公園の登場などは、まさしく震災復興事業で獲得された技術伝播の反映であり、その伝播者が都市計画地方委員会の技師や内務省からのアドバイザーであったのである。

また震災復興事業は土地区画整理に大きな意義を与えたものと評価されるが、この技術の伝播も神通川廃川地の改造に見られることになり、まさに規格化・標準化された空間が、富山県では最初の土地区画整理地区として登場することになる。この神通川廃川地区では、幅員 19~22m の都市計画事業街路、11~15m の補助線、そして 6~9m の区画道路を骨格に、住居地区では 40m × 100m、商業地域では 35~40m × 100~160m、工業地域では 100 × 100m の、主に矩形のまさに規格化・標準化された街区

が富山市の中心部に出現した（図1参照）。

この土地区画整理事業に関して付言しておくと、この手法は大火後の復興事業型の既成市街地改造に、そして郊外の都市空間形成に多用されることになるが、前者の富山県への適用例を見ると、この神通川廃川地の他はいずれも大火復興の市街地改造に用いられる。昭和5(1930)年の新湊の大火後の放生津地区の土地区画整理、昭和10(1935)年の生地、そして表1のように、大火関連で昭和13(1938)年の氷見、昭和16(1941)年の新湊、昭和18(1943)年の魚津、昭和20(1945)年の四方では、都市計画事業としての復興区画整理が施行される⁽⁸⁾。



図1 都市計画事業前後の廃川地の変化比較図

(左図：2万5千分の1 昭和5(1930)年修正測図、右図：同昭和13(1938)年修正測図)

後者の郊外地への土地区画整理の適用については、いずれも民間部門の企画になるが、いくつかの計画案が見られる。富山市では廃川地の事業を最初として郊外住宅地の整理や運河沿線で数地区の土地区画整理が計画されているとか⁽⁹⁾、昭和 7(1932)年には新湊では東部郊外の越の潟の 10 万坪に土地区画整理をなして、自動車道路、小公園に小運河を開発する計画や（県人 S7-10）⁽¹⁰⁾、同年に富岩運河の完成後の発展を促進するため運河ぞいの奥田村の地主が 107 万坪にも及ぶ広大な地区の土地区画整理を企画（県人 S7-11），あるいは富山駅裏の牛島地区でも 8 万坪の土地区画整理で工場・住宅地を造成しようとする（県人 S14-2）などの動きが見られた。いずれも郊外開発の切り札として重要視されていたのであるが、確認できる分では、昭和 18(1943)年に認可になる新湊の放生津土地区画整理組合 3.3 万坪だけとなっており（全国土地区画整理組合連合会、1969），表 3 のように神通川廃川地区以外には戦前期に土地区画整理は行なわれなかった。

**表2 区画整理目的の耕地整理施行状況
の都市別一覧**
(昭和5年末)

順位	都市	面積(ha)	地区数
1	東京	7244.3	125
2	名古屋	3521.9	28
3	川崎	1539.1	27
4	郡山	1325.9	7
5	高岡	1246.0	13
6	大阪	1148.9	12
7	横浜	1112.0	26
8	下関	1037.2	4
9	久留米	945.2	9
10	西宮	860.0	20
11	神戸	809.3	20
12	前橋	762.9	6
13	福岡	731.5	10
14	足利	676.7	4
15	宮崎	509.1	14
16	沼津	504.7	11
17	静岡	455.9	9
18	四日市	436.2	6
19	浜松	102.5	6
20	富山	358.4	5
21	高知	348.7	3
22	豊橋	345.4	4
23	鹿児島	339.3	8
24	都城	326.3	6
25	津	308.5	6
26	別府	307.9	9
27	徳島	304.7	4
28	堺	298.2	6
29	松江	297.0	5
30	熊本	282.3	2

**表3 土地区画整理施行状況の都市
別一覧**
(昭和10年4月末)

順位	都市	面積(ha)	地区数
1	名古屋	3472.9	58
2	大阪	3326.4	59
3	東京	3317.6	72
4	京都	1061.7	30
5	福岡	814.1	9
6	神戸	613.0	14
7	函館	448.2	11
8	西宮	394.5	11
9	岐阜	380.9	15
10	堺	370.0	9
11	新潟	361.2	7
12	豊橋	326.6	5
13	八王子	288.1	6
14	岡山	244.7	14
15	小倉	235.5	7
16	八幡	214.0	8
17	横浜	184.6	13
18	大牟田	176.4	5
19	広島	169.3	7
20	岡崎	142.4	3
21	熊本	133.9	4
22	小樽	128.7	1
23	宇都宮	122.6	3
24	戸畠	121.1	3
25	富山	116.6	1
26	宮崎	103.1	9
27	久留米	96.2	5
28	若松(福岡)	95.4	3
29	大垣	88.9	1
30	郡城	86.5	3

資料：小栗忠七『土地区画整理の歴史と法制』巖松堂、1935年より

むしろ富山県で注目しなければならないのは、やはり民間部門によるが、宅地開発目的の耕地整理事業である。明治末期に始まった将来の市街地化を見越した都市郊外の耕地整理法にもとづく耕地整理事業は、昭和 6(1931)年に都市計画区域内での耕地整理事業の施行が禁止されるまで、郊外地開発の

最も多用されたものであった。富山県においては、表 2 に見られるように高岡市が全国的にも異常なほどに高いレベルの宅地開発目的の耕地整理事業を行ない、富山市でもかなりの事業量をこなしていたことが見て取れる。残念ながら表 2 の数字を裏付けることはできないが、表 4 で、富山市及び高岡市の昭和 13(1938)年時点での都市計画区域内で施行あるいは認可された耕地整理事業の一覧を掲げておいた。表 4 の数字はすべてが区画整理目的のものとは限らないが、図 3 から見て取れる高岡市の耕地整理施行地区の分布は、既成市街地を見事に取り囲み、全国的にも稀な広大な郊外地での耕地整理事業が施行されたと言えよう。「将来の発展を予期して市街地化に備えたもので、国・県・市の道路建設と相俟って、予想は見事に的中」することになる（高岡市、1969）。

表4 富山・高岡都市計画区域内の耕地整理事業一覧 (昭和13年)

組合名	市町村	認可年	着手年	完了年	面積(ha)
富 山 都 市 計 画 地 域	大広田・東岩瀬 大広田村	T2.9.5	T12.11.1		259.59
	新庄 新庄村	T3.3.14	T3.11.10	S3.4.19	176.76
	奥井 富山市	T4.12.13	T5.2.1	T13.11.18	12.10
	古向田 堀川町	T5.12.22	T6.4.4	T9.9.13	5.52
	今泉 堀川町	T12.3.13	T12.12.16		49.58
	西田地方 堀川町	S4.3.30	S9.3.1		17.56
	布瀬 堀川町	S6.3.16			43.79
	清水 富山市	S6.3.31			15.08
	大泉 堀川町	S3.3.31			78.62
	窪 富山市	S7.10.14	S7.12.15		5.88
高 岡 都 市 計 画 地 域	長江 富山市	S12.3.31	S12.6.1		45.19
	横田 高岡市	M35.4.9	M42.3.31	S12.7.19	211.05
	上関 高岡市	M39.9.3	T2.5.19	T14.7.29	53.35
	木津 佐野村	M39.10.15	T2.7.22		180.26
	六渡寺 新湊町	M40.10.6	M40.12.10	M42.2.18	3.96
	三箇 新湊町	M41.4.10	M41.5.12	T4.1.6	17.53
	中伏木 新湊町	M41.6.4	M41.10.10	T1.10.8	24.79
	四屋 高岡市	M43.5.16	M43.5.21	T14.5.17	84.73
	内免 高岡市	M43.7.14	M43.11.30	S6.3.28	38.32
	牧野・新湊 新湊町	M44.5.9	M44.7.21	S12.3.23	9.15
	米島 能町村	M45.3.12	T2.3.1	T9.3.4	82.15
	鴨島 高岡市	M45.6.4	T2.4.8	S10.6.24	8.95
	羽広 高岡市	M45.6.4	T3.2.5	S7.7.16	41.64
	波岡 高岡市	T3.3.19	T3.4.7		55.18
	三日曾根 新湊町	T3.4.15	T3.6.5	S10.5.30	5.22
	長慶寺 高岡市	T3.9.7	T4.11.2		153.67
	早川 高岡市	T5.12.4	T6.3.15		52.34
	高岡北部 高岡市	T12.2.28	T12.3.21		234.82
	西藤平蔵 佐野村	T12.11.30	T13.3.1		192.04
	長徳寺 新湊町	T14.2.6	T15.11.15	S4.12.3	18.11
	伏木 伏木町	T15.11.30	S4.4.10		182.85
	二上新 高岡市	S4.9.21	S5.3.1	S7.11.6	2.39
	高岡東部 高岡市	S6.6.14	S6.4.8		174.84
	上関東部 高岡市	S6.3.20	S6.3.30		57.50
	下牧野川原 新湊町・三箇新村	S6.3.31	S6.4.10		7.92
	二上岡田 高岡市	S6.9.30	S6.10.22		25.32

資料:富山県経済部『富山県耕地整理並開墾一覧』1938 年。

具体例を見ると、その中で特筆される伏木耕地整理組合、高岡市北部耕地整理組合、富山市の布瀬耕地整理組合は、地元の地主から構成された組合である。その経営方針を見ると、伏木の場合は、図 2

ように伏木西方の高台地区 45 万坪を市街地化し、大伏木建設に貢献しようとしたものであった（県人 S16-7）。高岡市の北部耕地整理組合は、大正 12 年に認可された 71 万坪の広大な事業面積を持ち、施設誘致に積極的に動き、各耕地整理組合を一丸として高岡土地協会を設け、昭和 8(1933)年に進出することになった日本曹達高岡工場に敷地を提供したり（県人 S10-4, S14-2），あるいは昭和 5(1930)年の県庁

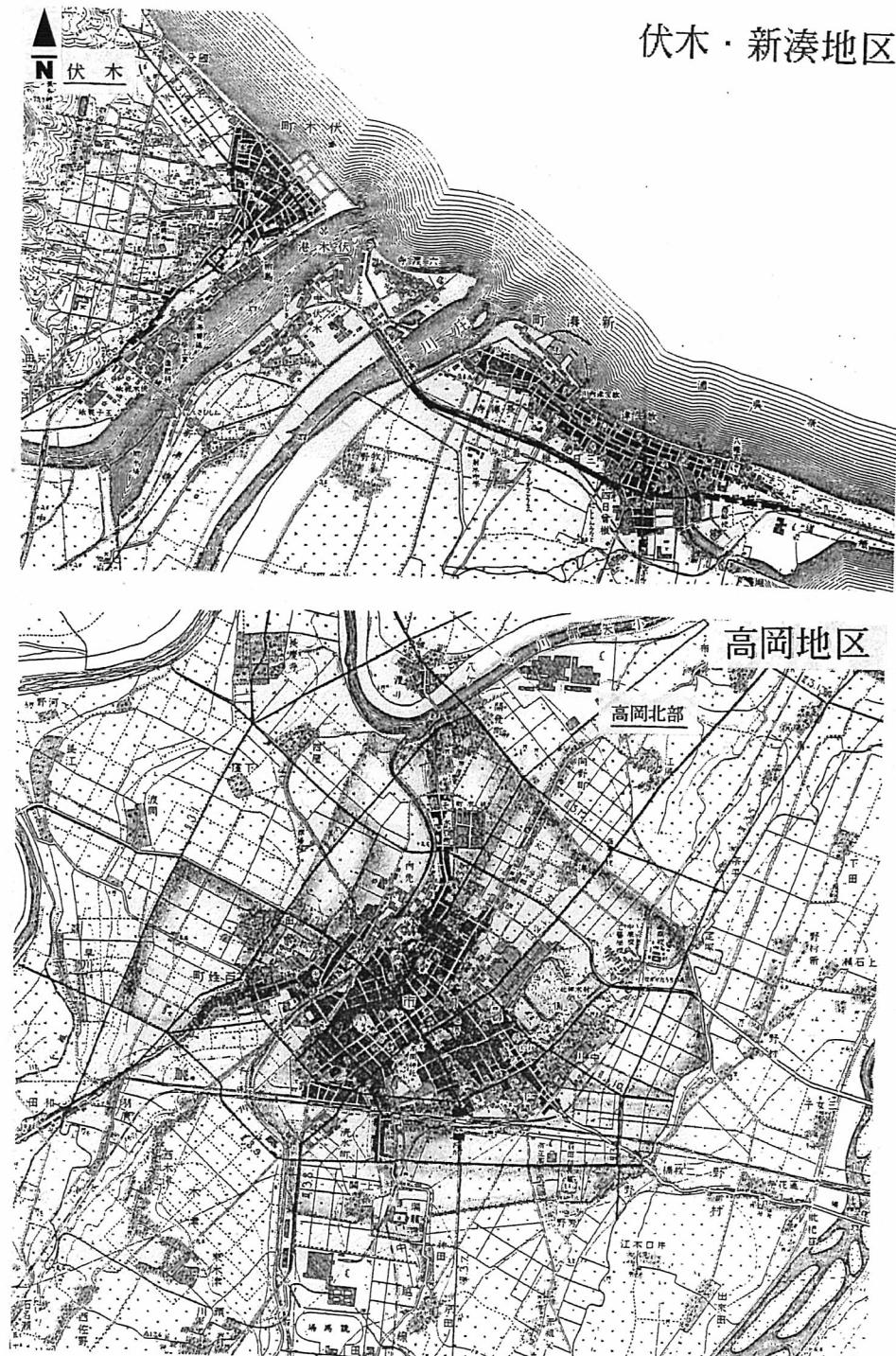


図 2 高岡、新湊、伏木地区周辺の耕地整理の状況

(上下図とも 2 万 5 千分の 1 昭和 14(1939)年修正測図)

焼失後の県庁移転問題において、敷地を高岡市に寄付して県庁誘致を計ろうとする（県人 S5-4）。富山市の布瀬耕地整理組合では昭和 6(1931)年に認可されたが、事業着手になかなか至らない中、昭和 11(1936)年には、富山市西南郊の磯部に、神通川の清流と立山連峰の見える景勝絶好の別天地という謳い文句で、12000 坪を区画整理するという記事を見ることができる（県人 S11-5）。富山市の東郊の富山市への一部編入を控えた山室村の館出・清水一帯では、昭和 11(1936)年ころに耕地整理事業で 5 万坪の理想的住宅地化が計画されていたようである⁽¹¹⁾（県人 S11-2）。

このように郊外開発型の耕地整理が富山市・高岡市両市の主流であった。これに対して大沢野村における耕地整理は、工場誘致を主眼とした笹津土地興業会社の活動により、戦時期にはじめて一般化される工業ニュータウン建設を先取りする基盤を提供したことで特徴づけられる。もともと明治 44(1911)年に認可された大沢野耕地整理組合の 173 万坪に及ぶ広大な事業地区のうち、この組合の最大の功労者であった内野信一所有の土地を購入して、昭和 5(1930)年に設立された日本電力傍系の笹津土地興業会社が、日本電力の売電促進のために工場誘致を計ったことが出発点となる。会社の定款第 2 条に記される営業目的は、1、土地建物の経営、売買、賃貸借及其仲介、2、経営地内農事の改良発達に関する事項、3・4 は略（早崎、1938）とあるように、工場誘致と多角的農業経営をめざした「田園都市」「田園工業地帯」ニュータウンづくりであったと言える。その結果昭和 14(1939)年には「十余年前までは孤立の僻村に過ぎ」なかった大沢野が、「近々数年間に天満織物笹津工場を始め大日本人造黒鉛、日本カーボン富山工場、昭和運輸会社が相次いで興り、日本マグネシームも竣工近く、同じ敷地十五万坪の国産軽銀工場の敷地買収完了し、更に二、三大工場の誘致を見んとし、殷賑工業の圧巻譜を奏でつつその躍進振りは物凄い」（県人 S14-4）状況を示すことになる。笹津土地興業会社の役割は、まさに小川(1987)の指摘する「社会資本の整備に関して直接事業主体となって、資本主義的経営を行なった民間企業者である」ところの「民営社会資本」であり、全国的にも同様の例が比較的少ない中で特筆すべき活動だったと言えよう。

第 3 節 戦時期の都市計画事業と地域開発

日中戦争以後の総力戦時期にとって指摘せねばならないことは、都市開発、地域開発における国家の大々的登場であり、官僚の優位のもと、知の構造が技術指向型に傾斜し、管理型権力が一定の規格でもって空間を構築してゆこうとしたことである。この官僚主導体制は日本全国のあらゆる分野で規格大量生産に適した近代工業社会にするための規格化・標準化を推進し、雨宮(1988)の言う強制的画一化、意図せざる近代化が一気に政策形成され、新興工業都市計画や、広域都市圏計画、その一部の緑地計画、あるいは住宅団地によるニュータウン、住宅団地計画などがはじめて出現することになる。このことは第 3 章で既に述べたが、本章では都市計画—地方計画という官僚主導の都市開発・地域開発の全国的ストーリーに見事に即した一事例が富山県に見られることに着目し、富山市の都市計画や大港湾県政計画（港政計画）を例にして、地方政府としての富山県の役割に注目し、その政策プロセスを明らかにしてみたい。

ここで注目せねばならないのは、満州国成立による日本海経済の進展に対応した富山県の政策指向、いわゆる「県是」である。それはまず工業立県であり、その中で重要な社会資本、インフラ供給の比較優位に立つための戦略は、伏木・東岩瀬港の拡築という港湾政策の樹立であり、国土保全のための治水事業であり、東洋一の高さを誇るダムを有する有峰発電所の建設であった。有峰問題についてはここでは触れないが、最も重要なことは、港湾政策をより拡充した臨海工業地帯の造成が、全国に魁ける形で大港湾県政計画（港政計画）という名のもと、富山県主導で行なわれたことにある。

初動段階の昭和 12(1937)年の 3 月には、日本海時代の海運の制覇をめざして、拡築のための事業費要求や、日満航路指定港獲得のために、特に新潟港に対して優位に立てるような港湾政策の必要性が喚起され（県人 S12-4），8 月に富山県は土木百年の大計樹立のため、今までの場当たり的な改修では躍進富山の将来性はないとして、道路、河川、砂防、港湾にわたる総工費 4000 万円の全面的大改修計画を打ち出す（県人 S12-9）。

本章で重要なキーパーソンになる矢野兼三知事は昭和 13(1938)年 4 月に赴任するが、同年 11 月の県会での施政方針演説を見ると、「輓近豊富低廉なる電力、優秀潤沢なる労力並交通運輸の便等、本県の特殊的地位を基調として工業の勃興目醒ましきものがあり、軍需工業も亦殷賑を見ることは洵に慶賀に堪えませぬ、此の態勢を一層助長致しまして躍進富山県の礎石を据え付けますことは、目下の急務であり今こそ其の時なりと存じます」と言うことで、「県政審議会に諮り日本海経済時代に対処する為、港政調査会を設け之が対策の具現に努めつつある」（富山県、1982）姿勢を見せる。

矢野知事は「四月に着任以来市町村行脚二百里の新記録を作ったのを始め、県政各方面に八面六臂の活動をなしていたが、一面その豪快な大富山県百年の大計樹立に腐心していた所、愈々成案を得」（県人 S13-11），同年 10 月 10 日に県政審議会が、「日本海経済時代の実現に対応する本県の方策」という答申を出す。すなわち日本海経済の覇者、工業立県をめざす本県百年の大計樹立のため、常設調査機関を設置することを決定し、10 月 26 日に富山県港政調査会を設立する（北陸タイムス S13・10・12, S13・10・26）。この港政調査会規定は第 2 条の条文に見られる調査計画を行なうことになる（富山県報 S13・10・25）。1：既設港湾の修築拡張を促進し工業港の実現を図ること、2：港湾背後地一帯の工業化を促進すること、3～5 略、6：港湾を中心とする交通運輸施設の整備を図ること、以下略、という調査項目からなり、そこでの提案内容は、伏木港、東岩瀬港修築にそれぞれ 1500 万円、900 万円、その間の放生津潟開発に 3000 万円という、「日本海経済時代の王座をめざす大工業港建設案」（県人 S13-11）であった。当時の伏木の 150 万トン強の荷役を一挙に 1000 万トンに、放生津潟の後背地に運河を開鑿して 300 万坪の工業地帯を造成し、東岩瀬方面も富岩運河の改修に加えて運河を新たに開鑿し 70 万坪の工場地帯を造成する案に加えて、富山市・高岡市のそれぞの広域合併を含みながら、両市の都市計画事業計画や街路網プランも練り直す空前の巨大なプロジェクトが発案される。

初委員会では中央の理解不足の打破が初委員会で課題とあげられるが（県人 S13-12），12 月には現地調査に入り、精密な基本設計を練るとともに、土地買収の問題、電力の供給、工場誘致や貿易面での施策検討も行なう態勢を整え、県庁経済部にも港政課を設ける（県人 S14-2）。このような努力の中、昭和 14(1939)年に入ると、近県の注目の的となり始め、8 月 4 日の臨時県会では「港湾計画樹立に関する

る建議」案が異議なく可決され（富山県，1941），17日に詳細計画を港政調査会は満場一致で承認する（県人 S14-9）（図3参照）。企画院や大蔵・内務・商工省、軍関係などに非常なる支持と了解で、全額起債の5000万円の大計画が全貌を現すことになった（県人 S14-9）。その後の実施計画段階で3,383万円の放生津工業港などの造成は、資材不足で今後の国土計画に組込んでもらい、伏木港は庄川国営改修に目途さえつけば伏木第3期拡築事業に組込むということで、最も無理のない東岩瀬港の改築と背後地の工場地帯造成という案が先行することになる（県人 S14-11）。

このプロセスを中央政府の施策や企画に照應させてみると、内務省計画局の考慮していた地方計画は、昭和14(1939)年1月に案がまとまるが、基本的には都市計画の外延化であり、広域的な都市計画をめざしていたため、港政計画が指定するような富山市・高岡市の両都市計画区域を包含するようなプランニングは誠に推奨すべきものであった。そして折からの地方政府が実施主体となる土地区画整理を中心とした社会資本、インフラ整備でもって工場誘致をはからうとした新興工業都市計画事業を企画して、補助金を投下する形で、公共団体主導の工業ニュータウンづくりにあたる東岩瀬臨海工業地帯の造成がプランニングされたのである。

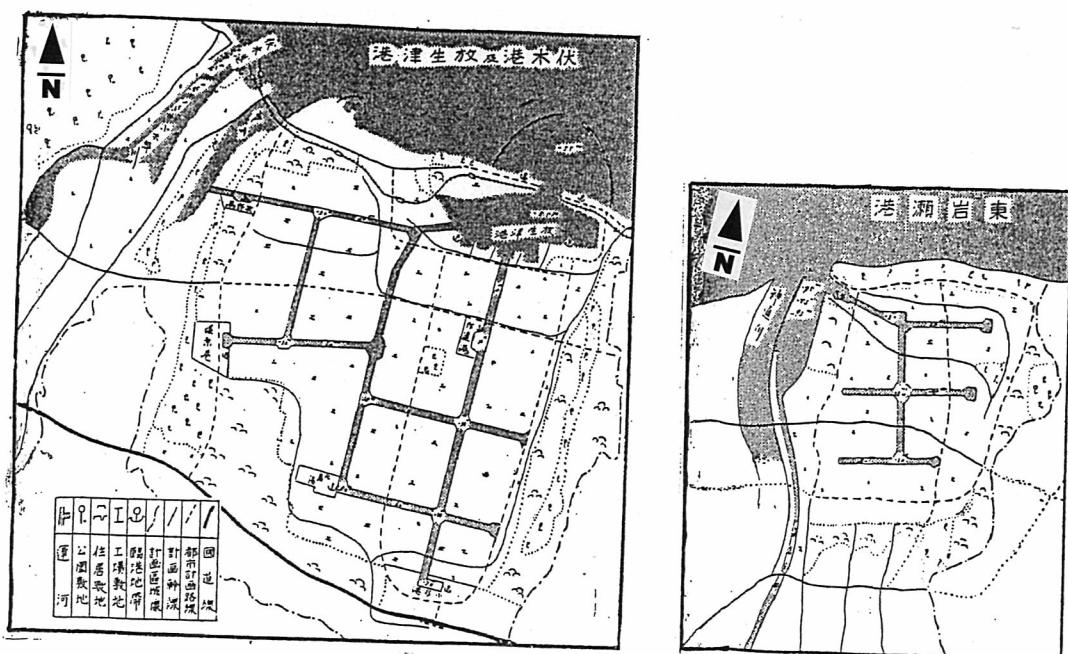


図3 港政計画の概略図
(「富山県人」昭和14(1939)年10月号所載の図より転載)

また一方で昭和 13(1938)年ころから地方工業化計画を推進していた商工省が、この富山県の企画に賛同しないはずはなく、商工省の全国数箇所に工業基地を設ける企画は、港政計画と見事に合致するものであり（県人 S14-11）、「工業地方分散化国策に基づき東京・大阪の二大工業地中間基地として指定されたことは大きな収穫、政府の国土計画の重要な対象県に」（県人 S15-2）なる。既に昭和 12(1937)年 6 月の商工省の地方工業化主任事務官らが視察した時の富山県に対する認識は、「近代工業の重大要素たる動力、運輸、労力の三つを併せ備えている点では、京浜、阪神、北九州に次ぐ工業地帯たる資格をもっていると言える、従って今後大工業の地方誘致を行なうとすれば、富山県の如きは第一の候補地として着目されるべきである」（県人 S12-7）というものであった。また昭和 15(1940)年 7 月の近衛新体制で急速に具体化していた企画院による国土計画の立案主旨には、新工業基地の建設が謳われていた。実際に昭和 17(1942)年 6 月に閣議決定された企画院の「工業既成地域及工業建設地域に関する暫定措置要綱」において、富山・高岡地域が合金鉄工業・カーバイト系工業の建設候補地にあげられることにつながることになる（西水,1975）。

ではこの港政計画の具体的事業展開のプロセスについて検討してみる。とりあえず手をつけたのが東岩瀬の臨港工業地帯造成事業であったが、これは富山県の主導のもと全面的に都市計画事業として採用される。表 1 のようにその口火を切ったのが昭和 14(1939)年 3 月 28 日の第 18 回都市計画委員会である。「富山市都市計画大改訂」（北陸タイムス S14-3-29）という新聞見出しが指示するように、東岩瀬方面と不二越の大拡張による東南部の都市計画街路を全面的に強化するものであった。図 4 にあるように、既に計画されていた街路案が、工場の進出や拡張に伴い実状に合わなくなつたためであり、「東岩瀬、四方一帯の工場、住宅地帯化、東岩瀬港を中心とする東西臨港線、古志の松原観光地帯造成」（県人 S14-4）をめざすものであったが、富山市東南部と東岩瀬方面発展を睨んでのプランであった。

これをさらに土地区画整理にまで発展深化させたのが、昭和 15(1940)年 1 月 26 日に開催された第 20 回の都市計画委員会であった。「将来北越地方に於ける工業の一中心地」（第 20 回会議録）に対応する運河開鑿と、東岩瀬町から大広田村に至る地域は「東岩瀬港及富岩運河に近接する工業適地にして近時発展の傾向顕著なるものあるを以て之に対応する為運河、街路等の施設を整備し合理的工場地域の造成を図る」（同上会議録）ための土地区画整理を行なうことを提案する。港政計画の一環としての東岩瀬臨港工業地帯造成を都市計画事業にとりこみ、インフラ整備のための土地区画整理を施す当時の最先端をゆく手法を入れる。まず第 1 期事業をしての設計方針は、114.9 万坪に、運河、街路を都市計画決定し、街路幅員は 6m、公園緑地は総地積の 3%以上、小学校敷地は状況に応じて適当に配置し、画地は工場建設に適応するように決めるという一大ニュータウンが、経費 285.9 万円、昭和 14(1939)年度よりの 3 ヶ年継続事業として計画される（県人 S15-3。図 5 の第 1 工区部分に当たる、但し区画整理の当初案はこれとはかなり異なる）。

4 月 10 日には東岩瀬開港祝賀と東岩瀬港第 3 期修築事業起工式とあわせ、この東岩瀬工場地帯造成事業起工式がとり行なわれる。「五千万円大港湾計画生みの親たる矢野知事の感激、愉悦は一入深きものあり、当日の告辞には一言一句に非常な力がこもって語韻にさえ熱を帯び、満場を息づまる思いを

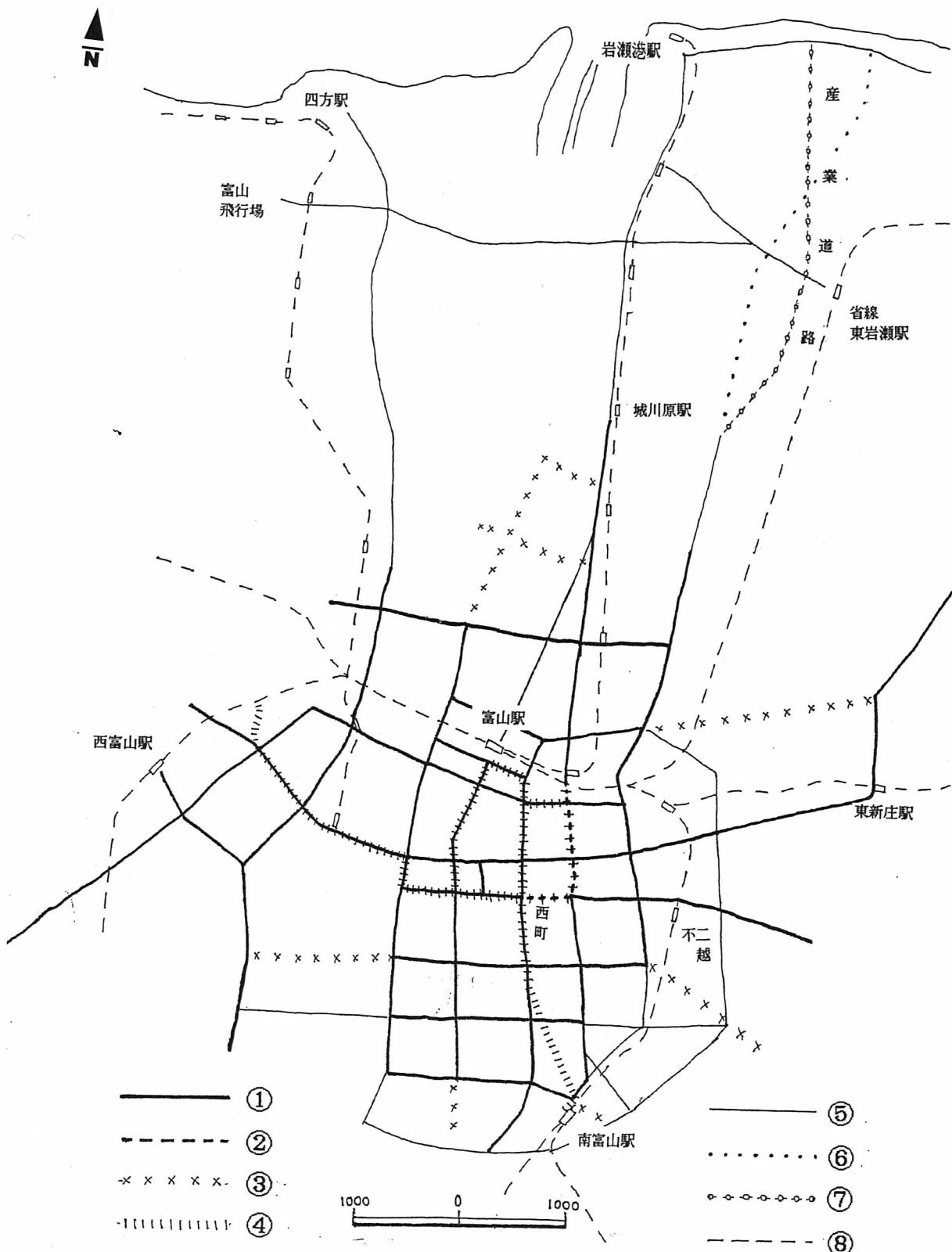


図4 富山市における都市計画事業の街路計画の変遷

- ①昭和14(1939)年3月までの都市計画街路網 ②都市計画事業以前に施行済街路
 ③昭和14(1939)年3月に廃止 ④市内電車路線 ⑤昭和14(1939)年3月に追加
 ⑥昭和16(1941)年3月に廃止 ⑦昭和16(1941)年3月に追加 ⑧鉄道

さえ」させるような挨拶では、「完成した暁には、産業都市として目覚ましき発展活躍を辿りつつある富山市の閥門とも言うべきこの一帯は、近代的工業都市を形成し、真に殷賑を呈すべきは勿論、県勢の進展と国運の振興に裨益する処極めて大なる事は言を俟たない」(県人 S15-5)と、この事業の意義の大きさを述べる。

着手された事業は運河開鑿と、工場用地の造成であり、財源は、おりからの内務省の「生産力拡充」に関する設備建設のための地方債発行許可方針を活用して、事業費の71%に当たる205.2万円を県債に依拠する形で捻出されていたし、沼尻(1993)の指摘に従えば、工場地帯造成名目での県債の発行は昭和16(1941)年時点まででは他に神奈川県の事例があるのみであったようである。またこの造成事業は昭和15(1940)年末に、内務省が計画した新興工業都市計画事業対象地区に選ばれる。越沢(1987b)によれば、昭和15(1940)年に全国16都市、そして16年には17都市が追加されたことに符合する。それは第3章の表4にも記した通り、全国的にも兵庫県の広、神奈川県の相模原に次ぐ早い立ち上がりであった。造成マニュアルとして内務省計画局の「新興工業都市建設の指導要領」が作成された。大規模な造成地事業であるため、形成すべき市街地の構成を住区理論の採用によって行ない、職住近接を謳い、土地区画整理でも公共施設の占める割合を設定し、街路、その構造、運河、水路、公園、緑地の割合、内容などを規定したものであった。防空、防火のための広幅員道路や防空緑地など設定され、国庫補助の下りた初めてのニュータウンづくりであったと評価されている。財政的にも事業補助金が交付されることになったが、全国に配分された補助金総額76万円のいくらかが東岩瀬の第1期事業に投下されたかどうかは確認できていない。

ところが昭和16(1941)年2月になると物動計画の変更で新設工場資材の配給が取止めになり、愛知の勝川、京都の宇治、八戸などの他の新興工業都市計画対象地とともに(北日本新聞S16・3・11)、第2期工事のみならず第1期工事も昭和16(1941)年度分が執行できなくなるという事態に陥る(県人S16-4)。しかし矢野知事らの陳情で10月12日には16年度分起債の許可がおり(県人S16-11)、翌17年の3月末に工事は完了する。その時の国部県都市計画課長の談話では、時局の関係上幾多の困難があったが、どうにか既定計画通りできて、衷心歓喜に堪えないが、第2期事業の実施が不可能で、70万坪の大工場街の一大壮観を見ることができないのは遺憾だ、東岩瀬臨港工場地帯発展期成同盟会と県が協力して工場の誘致が行なわれ期待に応えれることを確信している(北日本新聞S17・4・13)というものであった。

一方都市計画事業のプランニングについては、昭和16(1941)年3月31日の第21回都市計画委員会では、東岩瀬方面の街路網の改変、強化を行ない、そして11月29日の第23回委員会では、「富山市の北部は近時新興工業の勃興著しく之が為異常の活況を呈し他方県に於て施行中の都市計画事業の完成と相俟って一大工業都市として発展せんとするの情勢に鑑み之に即応する為富山都市計画街路中軍事、産業、交通上の見地より急施を要す」(第23回会議録)る3路線を16年度から富山市の事業として直ちに執行するという提案を行なう。12月には認可を受け事業着手された。東岩瀬臨港工場地帯の幹線として位置付けられる重要な「産業道路」であった(図4参照)。

さて一時工事継続が危ぶまれた事業も、軍需工場の拡張・進出が待ったなしになり、第2期事業の

着手をにらんで、富山県でも東岩瀬の都市計画事業の再検討を始め（北日本新聞、S16-11-21），昭和17(1942)年には神奈川県で相模原などの新興工業都市計画事業に携わり，全国の都市計画委員会技術者集団の指導的人物で，技術官では全国初の県の都市計画課長をつとめていた野坂相如が土木課長に赴任する（都市計画144号参照）。そして昭和18(1943)年1月27日開催の第25回都市計画委員会で，如上の要領にのっとった第2期分に当たる土地区画整理事業が提案される。既に第1期事業地内では，不二越，東洋曹達，保土ヶ谷化学などの工場進出が決定し，その事業地域外でも住友金属の進出が決定し（昭和18(1943)年5月29日に地鎮祭が行なわれ，7月17日に製鋼所富山製作所として開所），未決定の区域172万坪を追加して「系統秩序ある新興工業地帯の造成を図らん」（第25回委員会資料）とするものであった。

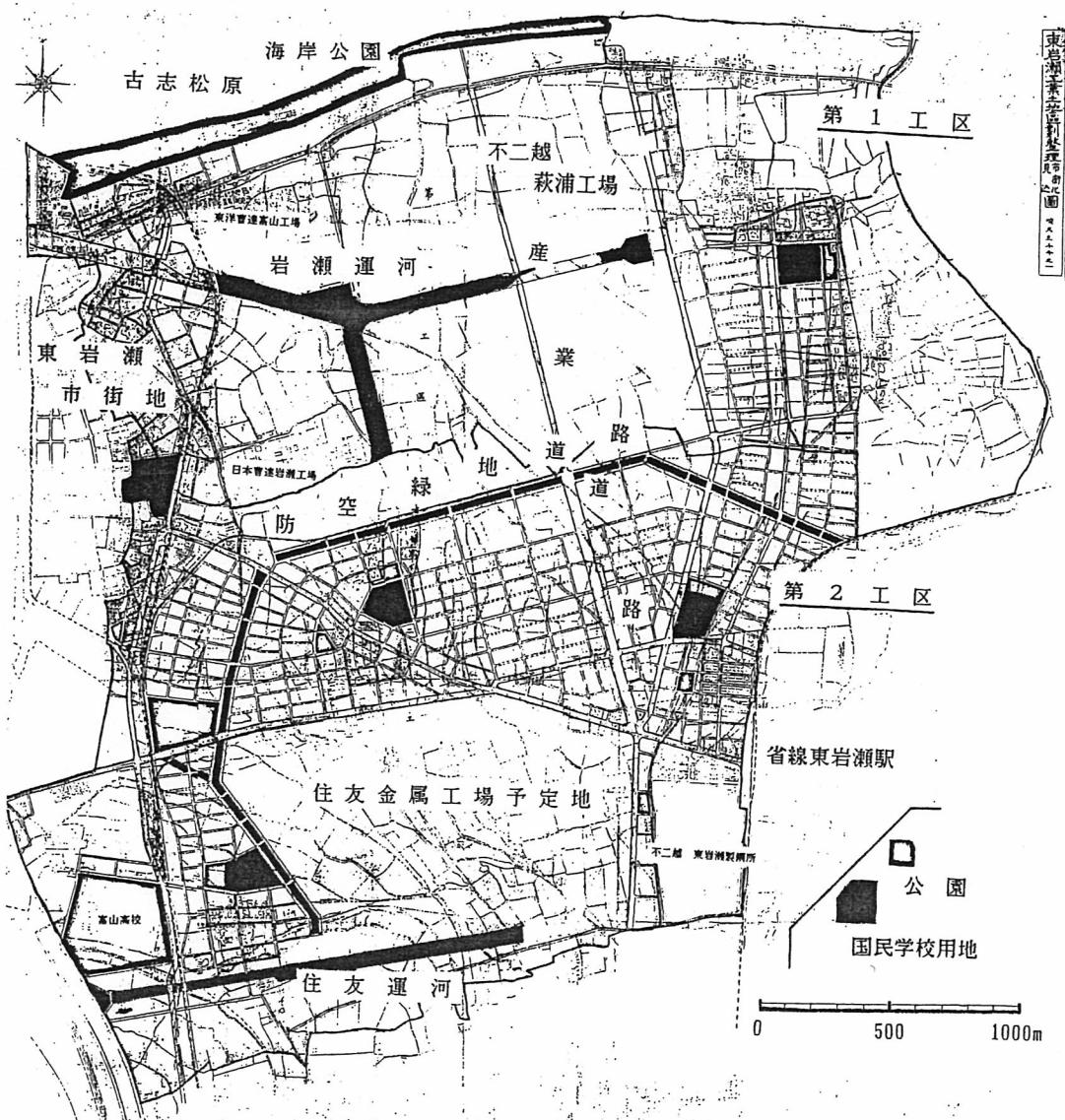


図5 東岩瀬工業土地区画整理市街化見込図（昭和18(1943)年1月）

（資料：富山県公文書館蔵の都市計画関係資料より筆者加筆）

計画内容は図5に見られるように、第1期事業地内を合わせた285.6万坪の地区に、幅員最高20mの主要街路を配し、区画整理は100×50mの矩形を標準として6m区画道路で街区を構成し、旧市街地と東岩瀬駅に商業地区を設定した。また住区理論に従い、想定4万人の人口で既設を合わせて5000坪の5カ所の国民学校用地を設定し、市民の保健、衛生、休養、慰安と防空・防火に寄与する古志松原の広大な海浜公園を含む総面積の3.3%にあたる67000坪の10カ所の公園、そして高压線下を利用した幅員40m、延長3.27kmにわたる1.27%の面積を占める防空緑地道路を配し、区画整理も減歩が30%にも達するような、公共用地、道路面積に多くをさいたニュータウン建設計画であった（富山県報 号外 S20・4・17）。

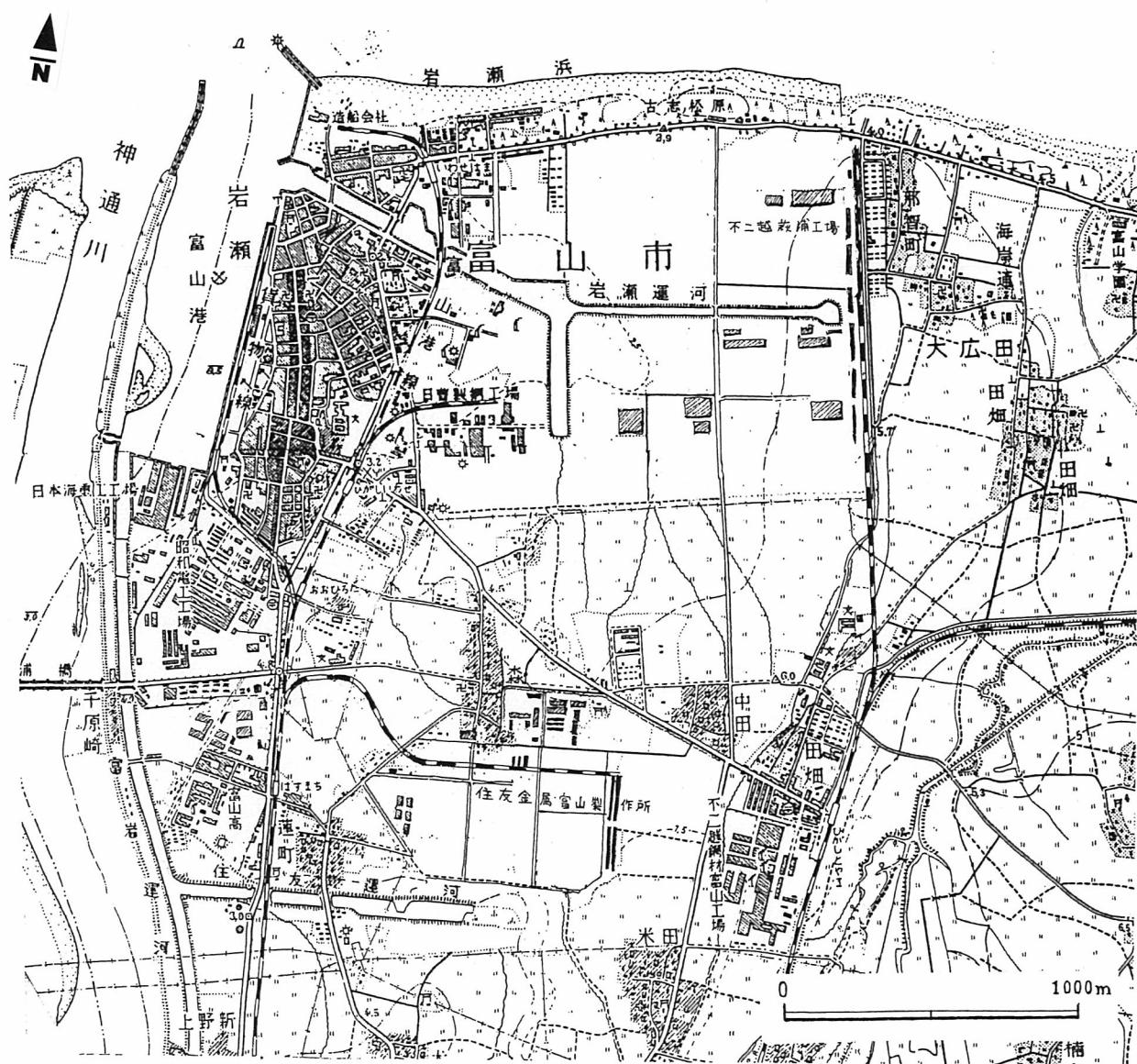


図6 戦後直後の富山市北部東岩瀬付近の状況

(資料 昭和30(1955)年修正測図2万5千分の1に、昭和22(1947)年11月撮影の米軍空中写真より筆者が加筆修正)

この計画は3月22日の県会に直ちに上程され、富山県の施行で18年度より3年計画の294万円計画として原案が可決され、内務省より土地区画整理の施行命令が出る（県人S18-5）。事業費の一部を富山市、そして企業が負担するということで、18・19両年度にそれぞれ寄付金が10.6万円、17万円が歳入予算として計上される。この土地区画整理事業に加えて、住友金属は事業区域内の自社専用運河造成も会社負担で企画し（住友運河）、工事着手に至っている。

都市計画委員会は昭和19(1944)年3月27日の第26回会議で、当初計画されていた未開鑿の運河事業の中止を盛り込んだものであったが、確認される上では戦時中の最後の委員会であった。以降、造成工事の進捗は資料で確認できるものが現時点ではほとんどなく、昭和22(1947)年の空中写真で判別された状況を図6に示しておくだけに止める。港政計画に始まる富山県による大規模なプランニングがもたらしたもの、「ちょうどナチス・ドイツが戦争遂行のために工場地帯をつくり、アウトバーンを作ったのが戦後のドイツの経済成長の基盤となったのに似て、戦前の東岩瀬臨海工業地帯造成事業が、戦後の日本の経済成長を作り出す上で日本海側の一つの基盤的な条件を作っていたという、歴史のアイロニーがある」（犬島、1991）という、まさに意図せざる近代化が富山市北部に起こったのであった。

以上、プランニングという観点から主に具体的に事業化された都市計画事業に焦点を当て、その経緯の概略を述べてきたが、紙数の関係上、書きつくせなかった課題について列挙しておく。

1：まず港政計画の波紋は、東岩瀬に止まらず、富山市政のあり方を根本的に再検討させるものであり、主に東岩瀬港の根本的修築を基礎にした工業都市建設の大計画、そして港政計画で軽視気味になった伏木港の拡築と、更に後背地の高岡市のやはり運河開鑿を含めた工業地帯造成の大計画と、富山県主導で進められた地域開発に富山市、高岡市が本格的に乗出してきたプロセスについて。

2：企業による社宅を含めた地域開発について、特に不二越による富山市東部、南部の一大企業都市の出現やそのプランニングについて。

3：プランニングという観点から大きな意味を持つ、同潤会を引き継いだ住宅団体による富山市北部での集合住宅の建設について。

そしてこうした空間の変容によって住民がどのような反応、認識を示したかという点については一切不間に付してきたが、土地買収や集落の強制移転も問題、造成工事の投下された労働者の状況、集合住宅団地での生活の状況、そして一時的に用をなさなくなった広大な造成事業地の処分をめぐる戦後の経緯などについても、検討を続けたい。

<注>

- (1) 総力戦下でのこうした都市開発、地域開発とそれに伴う地域の変容事態、ほとんど解明されておらず、その点からしても本章での分析は、初めて明らかにされた事実も多いが、まだまだ不明な点も多いことは事実である。
- (2) 各年版『工場統計表』より算出した。
- (3) ペアで公布された市街地建築物法も含めて以降都市計画法と表現する。
- (4) 樋木寛之の略歴については「都市計画」144号参照のこと。
- (5) 第3回都市計画富山地方委員会会議録（富山県公文書館蔵）のことを以下第〇回会議録と略記する。
- (6) 富山市(1987)、前田(1979)、広田(1984)も参考されたい。
- (7) 東京市政調査会『都市年鑑』昭和14(1939)年版より算出した。
- (8) 昭和20(1945)年段階で四方は都市計画地方委員会決定の資料は未見である。
- (9) 都市公論16-6、昭和8(1933)年
- (10) 「富山県人」昭和7(1932)年10月号という表記を以下このように略記する。ただし途中に誌名変更あり。
- (11) 表4の清水耕地整理組合のように思われる。

<参考文献>

- 赤司貫一（1932）「富山県の都市計画事業」工政147、60-63頁。
- 赤司貫一（1936）「運河、街路、及土地区画整理事業の実施に就て」都市公論19-5、100-123頁。
- 雨宮昭一（1988）「1940年代の社会と政治体制」日本史研究308、63-76頁。
- 犬島肇（1991）「富山港線への道程と岩瀬の群像」バイ船研究3、86-127頁。
- 小川功（1987）『民間活力による社会资本整備』鹿島出版会。
- 金山米次郎（1936）「富山市の法適用当時を顧みて」都市公論19-5、22-25頁。
- 北林吉弘（1959）「富山工業地帯1・2」地理4-9、4-10、1187-1203頁、1338-1348頁。
- 越沢明（1987a）「戦時期の都市計画 1931～1945年」都市計画144、34-37頁。
- 越沢明（1987b）「戦時期の住宅政策と都市計画」年報近代日本研究9、257-288頁。
- 越沢明（1991）『東京の都市計画』岩波書店。
- 酉水孜郎（1975）『資料・国土計画』大明堂。
- 全国土地地区画整理組合連合会（1969）『土地地区画整理組合誌 下』
- 高岡市（1969）『高岡市史 下』。
- 富山学研究グループ（1993）『富山の知的生産』北日本新聞社。

- 富山市（1987）『富山市史 通史（下）』
- 富山県（1941）『富山県政史 第3巻』。
- 富山県（1982）『富山県史 史料篇VII 近代下』。
- 内務省（1927）『都市計画要覧 昭和2年版』。
- 沼尻晃伸（1993）「日中戦争期日本の工場立地政策の特質」土地制度史学 141, 1-17頁。
- 早崎幸輔（1938）『大沢野耕地整理事業誌』。
- 広田寿三郎（1984）「神通川廃川地変貌の過程」富山史壇 85, 40-48頁。
- 前田英雄（1979）「神通川廃川地処分と富岩運河の開削について」近代史研究 3, 44-57頁。
- 山川充夫（1994）「企業空間・都市化経済・社会資本整備」経済地理学年報 40-4, 303-318頁。